

東洋町

災害時職員初動マニュアル

目 次

第1章 はじめに	1
第1 普段からの心構え	1
第2 対応の原則	1
第2章 参集・配備	2
第1 参集・配備の基準	2
第2 参集・活動場所	3
第3 災害対策本部	3
第4 時系列ごとの応急活動の概要	5
第5 応急活動の記録	10
第3章 避難	12
第1 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示とは	12
第2 災害の種類別の避難誘導の方法の目安	13
第3 避難所の開設	14

令和3年7月改訂
東洋町

第1章 はじめに

第1 普段からの心構え

1 まず、「我が家の備え」を

私たち職員は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るという重要な役割を担っています。いざ災害が起きた場合には、災害から家族を守るとともに、非常参集体制に速やかに応じられるよう「我が家の備え」を行ってください。



2 地域活動への参加を

私たちは職員であるとともに地域の住民です。地域活動に今まで以上に積極的に参加し、地域の人たちと交流を深めるとともに、災害時に支援が必要な人と顔なじみになり、地域防災力の向上に努めましょう。

3 いざ、災害が起こったら

東洋町の職員として、積極的に行動してください。

そして、被災者の立場を理解し、できるだけ親切な行動を心がけ、自らの言動により、住民に不安を与えたり、誤解を招くことがないように十分に注意してください。

第2 対応の原則

1 直ちに参集

勤務時間外に非常招集が発令されたとき、又は自主的に参集しなければならない事態が生じたときは、家族の安全措置を図ったうえで、所定の場所に参集してください。

参集途上においては、可能な限り被害状況及び被害者情報の把握に努め、参集後直ちに報告してください。

2 臨機応変に

実際の災害に直面したときは、最善の策ではなく、次善の策をとらざるを得ない場合も多いはずです。基本を熟知し、職員一人ひとりがその場の状況を速やかに判断し、優先順位を踏まえた対応をとるようにしてください。

参集当初に指揮命令権者の命令がなくとも、応急対策を実施してください。

3 参集時の服装・持ち物

活動しやすい身軽な服装で、持ち物は最小限にしてください。

持ち物の例	安全な靴、防寒着（冬季）、雨具、帽子又はヘルメット、軍手、ボールペン、手帳、タオル、着替え、水筒（ペットボトル）、食料、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、応急医薬品など
-------	---

4 所在を明らかに

災害対策は、一人ひとりの所在が明らかになっていることが大切です。出張中、休暇旅行、不慮の事故、参集途上に災害活動をしているなど、いろいろなケースが想定されますが、可能な限りの手段により、所属の責任者に連絡し、所在を知らせてください。

第2章 参集・配備

第1 参集・配備の基準

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、以下の区分に従って、速やかに参集してください。自分自身がどの段階で参集しなければならないか、あらかじめ確認しておいてください。

参集・配備の基準

	第1 配備 事前体制	第2 配備 警戒体制 (災害警戒本部)	第3 配備 非常体制 (災害対策本部)	第4 配備 緊急非常体制 (災害対策本部)
地震の揺れ	—	町内で震度4の地震が発生したとき	町内で震度5弱以上の地震が発生したとき	町内で震度5強以上の地震が発生したとき
津波	高知県に津波注意報が発表されたとき	高知県に津波警報が発表されたとき	—	高知県に大津波警報が発表されたとき
風水害・土砂災害	大雨、洪水、暴風、波浪、高潮警報のいずれかが発表されたとき	警報が発せられ、災害発生が予想されるとき、又は比較的軽微な規模の災害が発生したとき	大規模の災害発生が予想され、また町内全域にわたる災害若しくは局地的に甚大な災害が発生したとき	大規模な災害が広範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあり、第3 配備では対応出来ないとき
(水防計画の体制)	水防指令第1号 (気象警報が発表され、高潮、洪水、山くずれ等の危険が予想されるとき。最低必要数の班員を招集し、各部署に配備)	水防指令第2号 (野根川2.3m超の水防団待機水位など)	水防指令第3号 (野根川3m超のはん濫注意水位など。水防本部を設置) 水防指令第4号 (全班員を招集)	水防指令第5号 (災害対策本部として活動)
その他事故災害	—	事故等で町内で多数の死傷者等が発生する恐れのあるとき	事故等で町内で多数の死傷者等が発生したとき	第3 配備で不十分なとき

※特別警報発表時は第4 配備とする。

応急対策に従事する職員数

課	第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	連絡責任者
町長	0	1	1	1	
副町長	0	1	1	1	
総務課	1	全員	全員	全員	総務課長
税務課	0	1	全員	全員	税務課長
住民課	0	1	全員	全員	住民課長
地域包括支援センター	0	1	全員	全員	地域包括支援センター事務局長
保育園	現場対応				園長
産業建設課	1	全員	全員	全員	産業建設課長
出納課	0	1	全員	全員	会計管理者
教育委員会	0	1	全員	全員	教育長
小学校・中学校	現場対応				各校長
議会事務局	0	1	全員	全員	議会事務局長
消防団(水防団)	0	幹部	全員	全員	※役場職員との重複あり。

第2 参集・活動場所

災害時の職員の参集・活動場所は、勤務時間内、勤務時間外ともに、役場など通常の職場が基本です。

ただし、通常の職場に参集できない場合は、甲浦小学校または野根地区防災活動拠点施設に、これらの場所にも参集できない職員は、自宅から最寄りにある避難所等に参集してください。

いずれの場合も、自身の避難と地域住民の避難誘導を最優先にしてください。

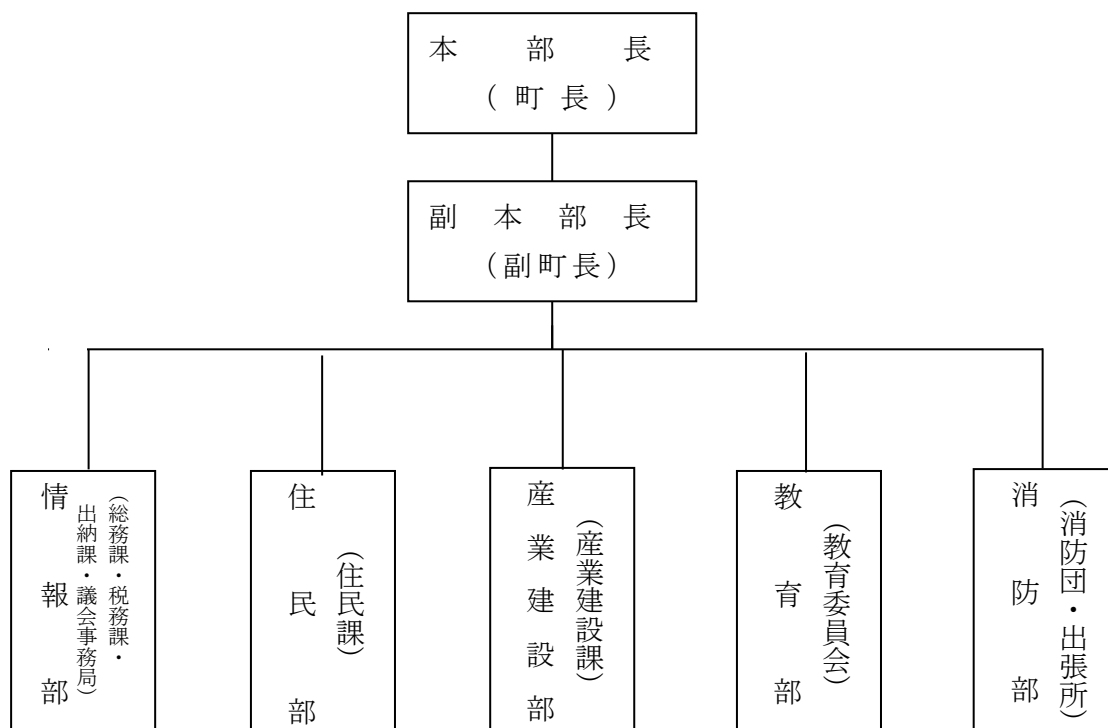
あなたの参集・活動場所

- ◆ あなたは「第（ ）配備」で参集します。
- ◆ 参集場所は、通常の職場である（ ）です。
- ◆ （ ）に参集できない場合は（ ）へ参集します。
- ◆ （ ）にも参集できない場合は（ ）へ参集します。

第3 災害対策本部

全庁的な応急対策が必要な場合、町長が災害対策本部を設置します。

災害対策本部組織図



災害対策本部の組織体制

部 名	部長（副部長）	担 当 課	業務内容
情 報 部	総 務 課 長 （議世事務局長） （税務課長） （会計管理者）	総 務 課 議世事務局 税 務 課 出 納 課	1 気象情報・災害情報の収集・伝達 2 高齢者等避難・避難指示等の伝達 3 職員の動員・配備調整 4 救助・救出・避難誘導 5 災害対策本部の運営 6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請 7 車両の管理・調達 8 被害状況の取りまとめ、県等への報告 9 出納事務、義援金等の保管 10 家屋等の被害調査 11 物資の仕分け 12 納税猶予・減免措置 13 各種連絡調整など全般的事務
住 民 部	住 民 課 長 （地域包括支援センター局長）	住 民 課	1 救助・救出・避難誘導 2 避難所の開設・運営 3 応急救護・医療機関との調整 4 健康管理・相談 5 保育園・福祉施設の安全対策 6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整 7 ボランティアの受け入れ・調整 8 保健衛生・有害物質対策 9 ゴミ・し尿の収集・処理 10 遺体の安置・遺族との連絡調整
産業建設部	産 業 建 設 課 長	産業建設課	1 水防活動 2 救助・救出・避難誘導 3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧 4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧 5 応急給水 6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達 7 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達 8 農林水産業施設の被害調査・応急対策 9 町内企業等の被災状況の把握・応急対策 10 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整 11 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 12 町内企業等の復興のための融資等
教 育 部	教 育 長 （教育次長）	教育委員会	1 救助・救出・避難誘導 2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧 3 学校等での避難所の開設・運営 4 給食施設を活用した炊き出し 5 授業の再開
消 防 部	消 防 団 長 （室戸市消防署 東洋出張所長）	消 防 団 室 戸 市 消 防 署 東 洋 出 張 所	1 消防・水防活動、水門・陸門閉鎖 2 危険箇所の警戒巡視 3 高齢者等避難・避難指示等の伝達 4 救助・救出・避難誘導 5 行方不明者、遺体の搜索

災害対策本部は、町長を本部長、副町長を副本部長とし、情報部、住民部、産業建設部、教育部、消防部の5部構成とします。

災害対策本部の設置場所は、役場本庁舎とし、災害の状況により、適宜、適切な場所を使用します。

第4 時系列ごとの応急活動の概要

応急活動は、自分自身や家族の安全確保を図った上で、発災直後は人命救助・避難誘導を最優先に実施し、その後、各部ごとに、以下の活動内容を実施してください。

なお、表中の「時期」は、災害の規模によって異なりますので、目安と考えてください。

1 情報部

総務課、議会事務局、税務課、出納課の職員は、災害対策本部情報部として、職員の動員配備、災害対策本部の設置・運営、災害情報の収集・伝達、県・国等への応援要請、出納事務、家屋等の被害調査など、以下の活動に取り組む。

情報部の活動内容

	応急対策の実施時期				
	発災前・発災直後	1時間後～	6時間後～	24時間後～	1週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備				
	◇ 職員・家族の安否確認	→			
	1 気象情報・災害情報の収集・伝達			→	
	2 高齢者等避難・避難指示等の伝達	→			
	3 職員の動員・配備調整				→
	4 救助・救出・避難誘導	→			
	5 災害対策本部の運営				→
	6 自衛隊、県、他市町村等への応援要請		→		
	7 車両の管理・調達				→
			8 被害状況の取りまとめ、県等への報告		→
			9 出納事務、義援金等の保管		→
			10 家屋等の被害調査		→
			11 物資の仕分け		→
					12 納税猶予・減免措置 →
					◇ 災害対策本部の解散
					◇ 通常業務の再開 →
					◇ 復興本部の設置 →

2 住民部

住民課の職員は、災害対策本部住民部として、保育園など福祉施設利用者の安全確保、避難所や医療救護所の開設・運営、ごみ・がれき・し尿の応急処理、災害時要配慮者の支援、保健活動、遺体の安置などの応急対策を行う。

住民部の活動内容

	応急対策の実施時期				
	発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 救助・救出・避難誘導	→			
	◇ 福祉施設利用者の安全確保	→			
	◇ 職員・家族の安否確認	→			
		◇ 県等との連絡調整	→	→	→
		2 避難所の開設・運営	→	→	→
		◇ 在宅災害時要配慮者の安否確認・応急支援		→	→
		◇ 保育園園児の帰宅支援			
		3 応急救護・医療機関との調整		→	
		◇ ごみ処理場等の被害状況の確認			
			4 健康管理・相談	→	→
			5 保育園・福祉施設の安全対策	→	→
			6 町社会福祉協議会・日赤高知県支部との調整	→	→
			7 ボランティアの受け入れ・調整	→	→
			◇ 被災者への食料・生活物資の提供	→	→
				◇ がれき置き場の確保	
				◇ 遺体安置所の確保	
				8 保健衛生・有害物質対策	→
				9 ゴミ・し尿の収集・処理	→
				10 遺体の安置・遺族との連絡調整	→
					◇ 火葬・埋葬 →
					◇ 通常業務の再開 →
					◇ 施設の復旧工事 →

3 産業建設部

産業建設課の職員は、災害対策本部産業建設部として、危険箇所の監視や、被害状況の調査、被災箇所の応急対策などを行う。また、断水時は応急給水を行うとともに、農地や漁港、町内企業の被害状況の調査、被災した農家や企業の復興支援などを行う。

産業建設部の活動内容

	応急対策の実施時期				
	発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 水防活動	→			
	2 救助・救出・避難誘導	→			
	◇ 職員・家族の安否確認	→			
		3 道路・橋梁・河川・海岸の被害調査・障害物の除去・応急復旧	→		
		4 簡易水道施設の被害調査・応急復旧	→		
			5 応急給水	→	
			6 下水道施設の被害調査・応急復旧、仮設トイレの調達	→	
			7 食料・生活必需品・燃料・応急資機材の調達	→	
			8 農林水産業施設の被害調査・応急対策	→	→
			9 町内企業等の被災状況の把握・応急対策	→	→
			10 ライフライン（電気・ガス・電話）の被害状況の把握・応急復旧のための事業者との調整	→	→
					11 被災住宅の応急修理、仮設住宅の設置 →
					12 町内企業等の復興のための融資等 →
					◇ 通常業務の再開 →
					◇ 施設の復旧工事 →

.....MEMO.....

4 教育部

教育委員会の職員は、災害対策本部教育部として、児童・生徒や社会教育施設利用者の避難誘導や、帰宅支援、避難所となる教育施設への避難者の受け入れを行うとともに、教育施設や文化財の被害調査、応急復旧を行う。あわせて、小中学校の早期再開をめざす。

教育部の活動内容

	応急対策の実施時期				
	発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	1 救助・救出・避難誘導	→			
	◇ 職員・家族の安否確認	→			
		◇ 傷病者の搬送	→		
		◇ 児童・生徒の帰宅支援	→		
		◇ 社会教育施設利用者の帰宅支援	→		
		◇ 教育施設への避難者の受け入れ		→	
		県等との連絡調整			→
			2 学校・公民館・文化財等の被害調査・障害物の除去・応急復旧	→	
			3 学校等での避難所の開設・運営	→	
			4 給食施設を活用した炊き出し		→
					5 授業の再開 →
					◇ その他の通常業務の再開 →
					◇ 教育施設・文化財の本格復旧工事 →

..... MEMO

5 消防部

消防団員、室戸市消防署東洋出張所の職員は、災害対策本部消防部として、消火・水防、救助・救出・避難誘導などの応急対策を行う。

また、二次災害の防止や一般傷病者の救急搬送などのため、発災後も通常業務の継続を図る。

消防部の活動内容

	応急対策の実施時期				
	発災前・発災直後	1 時間後～	6 時間後～	24 時間後～	1 週間後～
活動内容	◇ 職員の動員配備				
	1 消火・水防活動、水門・陸閘閉鎖	→			
	2 危険箇所の警戒巡視	→			
	3 高齢者等避難・避難指示等の伝達	→			
	4 救助・救出・避難誘導	→	→	→	
		◇ 職員・家族の安否確認			
				5 行方不明者、遺体の搜索	→
				◇ 遺体の安置所への移送	→
	◇ 通常業務の継続	→	→	→	→

・・・・・・・・・・MEMO・・・・・・・・・・



第5 応急活動の記録

所属長の指揮のもと、所属員は、事務分掌に基づく応急対策を実施し、その実施状況を随時「災害対策活動実施状況」に記入して、所属長に提出してください。

各部では、これを取りまとめ、総務部に提出してください。

災害対策活動実施状況

[illegible]

注1) この様式は実施した、又は実施中の災害対策についての報告用。

(各部→本部)

- 2) 災害対策は、項目（種別）ごとに記入すること。
- 3) 実施状況は活動期間、延べ人数、延べ使用機械、処置、被災者に対する各諸措置、県・他市町村等からの応援状況等をできる限り具体的かつ明確に記入すること。
- 4) 今後の対応は、今後の実施日程、実施担当機械、従事予定人員機材、作業内容等を記入すること。

住民から電話や聞き取りによって得た被害情報や要望等は、以下の様式に記録しておいてください。

災害時調査票（個票）

受付日時 月 日 : No.

災害名	
電話対応課名	職 員 名
情報提供者 氏名・住所	
電話番号	
被災箇所	
被害の状況	
町への要望	
その他の情報・ 要望	
現地対応職員	
☐ 現地へ確認にいく ☐ 現地で対応中 ☐ 現地で対応済み ☐ 対応できない	
対応内容	

第3章 避難

第1 高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保とは

人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合に、町長が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の指示を行います。

指示等を発出した際には、避難すべき理由（危険の状況）、避難対象地域、避難の経路及び避難先を明らかにし、防災行政無線、エリアメール、IP告知放送、広報車等で住民に周知するとともに、避難所を開設し、住民の避難誘導を行います。

高齢者等避難・避難指示、緊急安全確保の指示の発令の目安

		高齢者等避難	避難指示		緊急安全確保
津波	発令の 目安	日本沿岸以外の地震で東洋町に、津波警報発表＋町長が危険性が高いと判断	日本沿岸の地震で東洋町に、津波警報発表＋町長が危険性が高いと判断	①東洋町に、大津波警報発表 ②長時間のゆっくりとした揺れを感じ、町長が危険性が高いと判断	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
	対象地域	海拔5 m未満の沿岸部地域など		南海トラフ地震津波浸水想定区域	
地震による火災・事故など	発令の 目安	大規模火災での延焼など生命に危険がある状態になるおそれがあるとき	大規模火災での延焼など生命に危険があるおそれがあるとき	大規模火災、危険物災害等で、住民に明らかな生命の危険があるとき	
	対象地域	危険地域			
水害	発令の 目安	①野根川の水位観測所で、はん濫注意水位を超過	①野根川の水位観測所で、避難判断水位を超過 ②その他の河川・ため池等で目視によりはん濫の危険性が高いと判断 ③東洋町に、大雨特別警報発表	①野根川の水位観測所で、はん濫危険水位を超過	
	対象地域	河川流域など			
土砂災害	発令の 目安	東洋町に、「土砂災害警戒避難基準雨量」の危険・警戒のいずれかが発表	①東洋町に、「土砂災害警戒情報」が発表 ②東洋町に大雨警報が発表＋「記録的短時間大雨情報」が発表	①東洋町に、「土砂災害緊急情報」が発表 ②東洋町に「土砂災害警戒情報」が発表＋「記録的短時間大雨情報」が発表	
	対象地域	土砂災害警戒区域の全部または一部、または急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流の周辺区域の全部または一部			
風害	発令の 目安				
	対象地域				
事故災害	発令の 目安	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	大規模火災、危険物災害で、住民に明らかな生命の危険があるとき	
	対象地域	延焼のおそれがある地域	延焼のおそれがある地域	危険地域	

第2 災害の種類別の避難誘導の方法の目安

高齢者等避難・避難指示が発令された場合や、発令されるいとまがないものの、生命・身体に危険が切迫している時は、住民が指定緊急避難場所、指定避難所など、安全な場所に避難するよう、自身の身の安全を最優先に、以下の表の方法を目安に可能な避難誘導を行ってください。

災害の種類別の初期の避難誘導の方法の目安

時間区分	災害の種類	職員区分	避難誘導の方法
勤務時間内	大津波警報発令時	役場・地域福祉センター・室戸市消防署東洋出張所に在庁の職員	福祉サービス利用者や在庁の住民を役場裏山の指定緊急避難場所に避難誘導する。
		甲浦地区、野根地区などにいる職員	自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に避難誘導を行う。
	大津波警報以外の地震・津波の場合	自身の勤務施設で勤務中の職員	「甲浦支援チーム」と「野根支援チーム」を編成し、公用車でそれぞれ甲浦地区、野根地区に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、甲浦小学校、野根地区公民館（野根地区防災活動拠点施設の整備後は同施設）を基本に避難誘導を行う。
		外出している職員	自身の勤務施設に戻るか、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、自身の身の安全を最優先しつつ、可能な避難誘導を行う。
	地震・津波以外の場合	被害が生じている地区にいる職員・消防団員	危険が迫っている地区の住民を安全な指定緊急避難場所、指定避難所に誘導する。
勤務時間外	大津波警報発令時	職員・消防団員	自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。
	津波の危険がある地震の場合	職員・消防団員	自身の身の安全を最優先しつつ、最寄りの指定緊急避難場所に向かい、可能な避難誘導を行う。
	津波の危険がない地震の場合	職員・消防団員	役場など、自身の参集場所に自主参集し、参集途上で可能な避難誘導を行う。
	地震・津波以外の場合	職員・消防団員	自身の身の安全を最優先しつつ、役場など、自身の参集場所に自主参集するか、最寄りの安全な指定緊急避難場所、指定避難所に向かい、可能な避難誘導を行う。

発災直後の避難誘導の際には、以下のことの注意喚起をお願いします。

＜避難の心得＞

- 1 火の始末や戸締りを確実にする。電気はスイッチを切り、ガスの元栓を閉める。
- 2 避難の際は、がけ下、崩れそうな壁際、川べり、海岸などではできるだけ避ける。
- 3 携帯品は必要品のみとし、両手が使えるよう背負うようにする。
- 4 切れて垂れ下がった電線等には、絶対触れない。



第3 避難所の開設

大規模な災害が発生した際や、高齢者等避難・避難指示を発令した際は、町長が、以下の避難所から開設する避難所を決定し、災害対策本部各部に伝えます。

災害対策本部各部で分担して避難所の鍵開けを行うとともに、自主防災組織、消防団等と連携しながら、避難誘導、避難者の受付などを行います。

指定避難所の一覧

	施設名	所在地	海拔 (m)	収容可能 人員	避難対象地区名	津波の 場合
1	甲浦東部長生会憩の家	甲浦 19-4	2.3	40	甲浦東	×
2	甲浦中町地区集会所	甲浦 333-1	2.6	40	甲浦中	×
3	甲浦西地区集会所	甲浦 708-12	3.9	30	甲浦西	×
4	甲浦中学校	白浜 6-2	2.4	250	白浜	×
5	甲浦地区公民館	白浜 12-1	2.4	300	白浜・河内	×
6	白浜老人里の家	白浜 198-9	2.4	30	白浜	×
7	甲浦小学校	河内 27	8.5	500	甲浦西・中・東	×
8	甲浦地区老人里の家	河内 98	2.7	30	甲浦西	×
9	小池地区老人憩の家	河内 151-1	2.3	30	小池	×
10	甲浦保育園	河内 198	2.4	100	小池	×
11	ふれあい館なごみ	河内 350	2.9	200	小池・原・河内	×
12	河内地区老人憩の家	河内 1071-1	4.2	30	河内	×
13	B & G 海洋センター	生見 11	5.4	250	生見	×
14	生見地区集会所	生見 158	4.3	30	生見	×
15	東洋町町民会館	生見 758-3	7.4	200	生見	計画有
16	東洋町地域福祉センター	生見 756-8	6.8	100	生見	×
17	野根地区老人憩の家	野根丙 2456-1	10.4	30	池相間・東町	×
18	池第2地区集会所	野根丙 2237-1	9.9	30	池	×
19	東町地区集会所	野根丙 2115-1	10.3	30	東町	×
20	野根地区公民館	野根丙 1975	6	200	浦・池相間・東町	計画有
21	文化会館	野根丙 1963-2	9.8	60	東町	○
22	浦地区集会所	野根丙 1645-2	9.5	20	浦	×
23	銀杏保育園	野根丙 1364	5.3	100	浦・中村	×
24	中村地区集会所	野根丙 1271	5.7	15	中村	×
25	野根小学校	野根丙 1084-3	6.8	500	浦・中村	計画有
26	野根中学校	野根丙 994-1	7.6	500	中島・押野・別役	×
27	中島地区集会所	野根丙 846-1	9.9	15	中島	×
28	つづら地区集会所	野根丙 725-1	15.4	10	つづら	○
29	押野地区集会所	野根甲 366-1	12.9	15	押野	○
30	内田地区集会所	野根丙 105-2	20.1	10	内田	○
31	名留川地区集会所	野根乙 418	25.6	15	名留川	○
32	別役地区集会所	野根丁 222-8	32.6	15	別役	○
33	大斗地区集会所	野根乙 2318	49.6	10	大斗	○
34	川口地区集会所	野根乙 1337-1	60.8	25	川口	○
35	真砂瀬地区集会所	野根乙 1933	134.6	15	真砂瀬	○
36	野根地区防災活動拠点施設	野根丙 1694-2	10.2	100	浦・東町	○
37	東洋町自然休養村管理センター	白浜 88-3	4.4	150	白浜	×
38	池相間地区集会所	野根乙 1362	68.5	10	川口	○
39	旧川口地区集会所	野根丙 1694-2	10.2	100	浦・東町	○

40	野根地区防災避難施設	野根丙 2003-1	11.4	100	東町	○
----	------------	------------	------	-----	----	---

避難所の開設まで手順

- ☐ 当該施設の安全確認
- ☐ 電話、ファックス、無線等による本部への報告
- ☐ 門、入り口を開く
- ☐ 避難者の誘導
- ☐ 避難者の負傷状況の確認
- ☐ 避難者の収容スペースの指定
- ☐ 避難者カードの配布及び避難者名簿の作成
- ☐ 班の割り振り
- ☐ 協力者（ボランティア等）の受入れ窓口の開設
- ☐ 避難所内の救護所の設置
- ☐ トイレ・空調等の状況の確認

避難者名簿

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所					地区名			
電話								
(フリガナ) 氏名	続柄	性別 男・女	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の 氏名・続柄	
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						
		男・女						

記載者
職・氏名